

中野区立図書館則の一部改正について

1. 改正理由

中野区立中野東図書館の開設に伴い、新たな席の利用方法（滞在型利用：自習など）等を規定する必要があるため。

2. 改正内容

- (1) 第4条第2項第5号に規定する、「図書館資料を用いない閲覧席の利用」について、「指定管理者により特に認められた場合を除く」を追加する。
- (2) 第5条に規定する、「閉架書庫の利用」について、「中野東図書館」を追加する。

3. 施行日

令和4年2月1日

※ 中野東図書館開館日

4. 新旧対照表

別紙のとおり。

中野区立図書館則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略) (利用者の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 館を利用する者は、次に掲げる行為を行つてはならない。 (1)～(4) (略) (5) 図書館の資料を利用しない閲覧席の利用 <u>(指定管理者により特に認められた場合を除く。)</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3 (略) (閉架書庫の利用)</p> <p>第5条 中野区立中央図書館(以下「中央図書館」という。)及び中野区立中野東図書館の閉架書庫の図書資料を利用しようとする者は、資料請求票によらなければならない。</p> <p>第6条～第13条 (略) 附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和4年2月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略) (利用者の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 館を利用する者は、次に掲げる行為を行つてはならない。 (1)～(4) (略) (5) 図書館の資料を利用しない閲覧席の利用</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3 (略) (閉架書庫の利用)</p> <p>第5条 中野区立中央図書館(以下「中央図書館」という。)の閉架書庫の図書資料を利用しようとする者は、資料請求票によらなければならない。</p> <p>第6条～第13条 (略) 附 則 (略)</p>